



届出等における添付書類および署名・押印等の取り扱いが一部変更となりました

この度、厚生年金保険の適用事務にかかる事業主等の事務負担の軽減を図る目的から、「行政コスト削減のための基本計画」（平成29年6月厚生労働省決定）に基づき、適用事業所が管轄の事務センターまたは年金事務所に提出する届出等における添付書類および被保険者等の署名・押印等の取り扱いが、以下のとおり変更となりました。

遡及した届出等における添付書類の廃止

下記の表の項番1～4に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた「賃金台帳の写しおよび出勤簿の写し」（被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等）の確認書類について、今後は、事業所調査実施時に確認を行わせていただくため、届出時の添付が不要となりました。

【確認書類の添付が不要となる対象届書およびケース】

項番	届書名称	添付を求めていたケース
1	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
2	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
3	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	改定年月の初日（1日）が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
4		改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

※上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時の確認書類の添付が必要となります。

被保険者本人の署名・押印等の省略

下記の表の項番1～4の届書等における被保険者本人の署名（または押印）について、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に、「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能となりました。^{（注）}

また、電子申請および電子媒体による届出においては、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能となりました。

^{（注）} 被保険者本人の署名（または押印）が省略となった場合であっても、届書等の氏名欄の記入は必要です。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入したうえで、ご提出ください。

【本人署名・押印等の省略対象の届書等】

項番	届書名称
1	健康保険被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届
2	年金手帳再交付申請書
3	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（申出の場合）
4	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（終了の場合）

※上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要となります。



予約相談について

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センターおよび街角の年金相談センター（オフィス）で年金相談の予約を実施しています。

年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。予約相談の受付は、「予約受付専用電話」（0570-05-4890）で行っています。



来訪相談の ご予約

「予約受付専用電話」

0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日（平日） 午前8：30～午後5：15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

● 予約相談のメリット

お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。

相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえていねいに対応します。

※混雑状況によっては、時間どおりに案内できない場合があります。

● 予約相談の開始時間帯

8時30分～16時00分（月曜～金曜）

9時30分～15時00分（土曜開所日）※

8時30分～18時00分（延長開所日）※

※土曜開所日および延長開所日について、一部の街角の年金相談センターおよび街角の年金相談センター（オフィス）では予約相談を行っていません。予約相談可能な街角の年金相談センターおよび街角の年金相談センター（オフィス）であるか全国の相談・手続き窓口にてご確認ください。

なお、予約相談の受付は「予約受付専用電話」で行っています。

● 受付期間等

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。

ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

令和元年度「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思いますので、ふるってご応募ください。

なお、本エッセイ募集は、厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会および全国都道府県教育委員会連合会の後援を得ています。

第39回

今回から大会会場が変更になりました

大阪府社会保険協会 ボウリング大会



- 開催日 2019年10月26日(土) 午前10時開始(受付開始9時15分から)
- 会場 所 弁天町グランドボウル 大阪市港区弁天1-2-3 ベイタワーノース1F
(大阪メトロ中央線弁天町駅・JR環状線弁天町駅下車徒歩5分)
- 競技種目 個人戦(個人戦のみ実施)
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
※ただしプロライセンスを有する者を除く
- 参加費 ●会員事業所の被保険者 500円/1名
●非会員事業所の被保険者 1,500円/1名
申込受付後に送付します郵便払込票にてご入金をお願いします。
(入金後の参加費は返還いたしません)
- 申込方法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。
- 定員 120名(申込先着順) ※1事業所6名以内とします。
- 申込締切 2019年9月26日(木)必着 ※ただし、定員に達し次第締め切ります。
- 競技方法 アメリカン方式で、トータルピンにより順位を決定します。
(はじめに予選3ゲームを行い、上位30名で決勝戦3ゲームを行います)

ハンディキャップ
(1ゲーム)

	男 子	女 子
50歳未満	0ピン	20ピン
50歳以上60歳未満	5ピン	25ピン
60歳以上	10ピン	30ピン

- 表彰 決勝戦(優勝・準優勝・第3位) ★ラッキー賞(4位・5位・7位・10位・20位・BB)あり

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

第39回 大阪府社会保険協会ボウリング大会 参加申込書

会員の有無

会員番号 (31 - -)

非会員・不明

事業所名称

事業所所在地 〒 -

事業所電話番号 ()

(参加費振替用紙・参加証送付先)

申込責任者

健康保険被保険者証 記号・番号	(フリガナ)※必須 参加者氏名	性別	生年月日	年齢 (大会当日の)
		男・女		歳
		男・女		歳
		男・女		歳
		男・女		歳
		男・女		歳
		男・女		歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

2019
年度

年金シニアライフセミナー

定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催します。ふるってご参加ください。

- 日 時 ① 2019年 9月21日(土) } 13時45分受付 14時~16時30分
② 2019年10月11日(金)

(いずれかの日程を選んでお申し込みください)

- 場 所 大阪商工会議所 401号会議室 大阪市中央区本町橋2-8

- 参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方およびその配偶者(健康保険組合の被保険者を含む)。

- 定 員 各70名(定員を超えた場合は抽選とします)

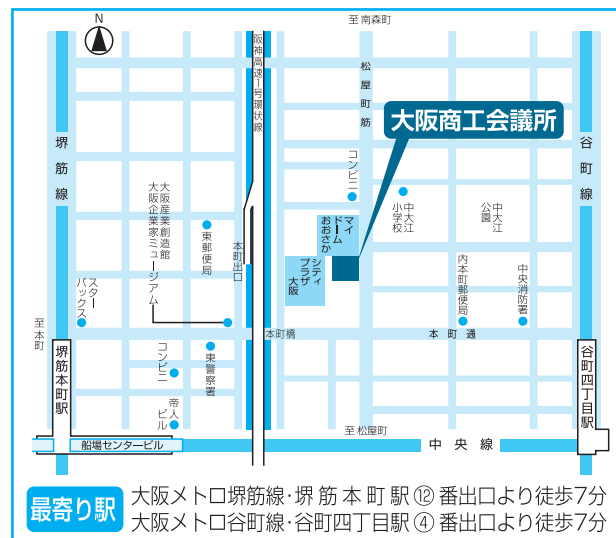
- 参 加 費 用 無 料

- 申 込 締 切 9月21日開催分 9月10日(火)必着
10月11日開催分 9月25日(水)必着

- セミナーの内容 「社会保険制度の仕組みと手続き」
講師: 社会保険労務士 後藤田 慶子 氏
「ライフプランと生きがいおよび家庭経済について」
講師: 活性化セミナー研究所 ①井上 国春 氏 ②大屋 洋 氏

- 申 込 方 法 参加申込書に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXでお申し込みください。締切後、協会より参加受付についてFAXにてご通知させていただきます。なお、FAX通知のみのご連絡となりますので、お手元に届かない場合はお問い合わせください。

- 主 催 大阪府社会保険委員会連合会、一般財団法人 大阪府社会保険協会
● 共 催 全国社会保険委員会連合会、一般財団法人 全国社会保険共済会



お 申 し 込 み
お 問 い 合 わ せ 先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

FAX 送信先番号 06-6445-3019

2019年度 年金シニアライフセミナー参加申込書

				申 込 日	2019年	月	日
事 業 所 名 称				会 員 ・ 非 会 員			
				(31 - -)			
事 業 所 所 在 地							
参 加 者 氏 名 ①		男 ・ 女	参 加 者 氏 名 ②		男 ・ 女		
参 加 者 氏 名 ③		男 ・ 女	参 加 者 氏 名 ④		男 ・ 女		
参 加 希 望 日	どちらかに○をつけてください。 9/21(土) ・ 10/11(金)			参 加 者 人 数 合 計		名	
事 業 所 電 話 番 号				F A X 番 号			

※締め切り後、この用紙でFAX返信いたします。FAX番号等、誤りにお気を付けください。

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

【通信欄】※記入しないでください。

メンタルヘルスセミナー

労働安全衛生法改正によるストレスチェック制度の施行により、企業でのメンタルヘルス対策の一部が法律で義務化され、企業の責任が増大しています。ストレスチェック制度では一次予防を目的とし、ストレスへの気づきとセルフケアを重要視しています。現在傷病手当金を受けている4人に1人は精神および行動の障害があるという統計もあり、企業にとってますますメンタルヘルス対策が重要となっています。

今回は従業員の皆さまの、ストレス対処法やストレスが関係する腰痛など、事務担当者として知っておきたい内容をご紹介しますので、ぜひこの機会にご参加ください。

●日 時 2019年11月26日(火) 午後1時30分～4時30分 (途中休憩あり)

●場 所 大阪府病院年金会館 <大阪市天王寺区六万町4-11>

●参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されているセミナーに興味をお持ちの方(健康保険組合の被保険者を含む)。

※1事業所2名まで参加できます。

(申し込みが多数の場合は1名で願います場合がございますのでご了承ください)

●定 員 100名

●参 加 費 用 無 料 (※資料はこちらで用意しますので、筆記用具をご持参ください)

●申 込 締 切 2019年10月9日(水)必着

●セミナーの内容 ★「職場におけるメンタル不調にどう対応していますか? -受診へのきっかけ作りから職場復帰支援まで-」

講師:渡邊 章 氏 (日本予防協会医師、大阪産業保健総合支援センター相談員)

★「職場におけるメンタルケアのコツ 知っておきたいポイントは?」

講師:鈴木 純子 氏 (大阪産業保健総合支援センター相談員:保健師)

●申 込 方 法 (ア)メンタルヘルスセミナー 参加申込書(コピー可)

(イ)宛先を明記した返信用はがき

(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

●主 催 一般財団法人 大阪府社会保険協会

●後 援 大阪産業保健総合支援センター

お 申 し 込 み
お 問 い 合 わ せ 先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線

メンタルヘルスセミナー 参加申込書

会 員 会 員 番 号 (31 - -) 非 会 員 ・ 不 明

事 業 所 名 称

電 話 番 号 ()

〒 -

事 業 所 所 在 地

(参加証送付先)
申 込 責 任 者

健 康 保 険 被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号	参 加 者 氏 名	性 別	年 齢
		男 ・ 女	歳
		男 ・ 女	歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

労務事務講習会

事業所の事務担当者の方を対象に講習会を開催します

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏・高田 千春氏

- テーマ・日程等 ①【労働基準法を知って学ぶ】 2019年9月13日(金)・9月26日(木)
～労務管理の基本的ルール～
②【年末調整の基礎を学ぼう】 2019年10月4日(金)・※10月28日(月)
～計算の実務～

※テーマごとに1事業所1名様で、いずれかの日程を選んでお申し込みください。

＜開催場所＞ ●大阪府病院年金会館
(大阪市天王寺区六万休町4-11)

●大阪府社会福祉会館
(大阪市中央区谷町7-4-15)
4F(401ホール)

※10月28日のみ大阪府社会福祉会館で
開催しますのでご注意ください。

＜開催時間＞ 13時30分～16時30分
(途中休憩あり)

＜定員＞ 各回120名※10月28日のみ140名

●参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

●参加費用 会員事業所の被保険者 無 料
非会員事業所の被保険者 3,000円/1テーマ1名

(この講習会から入会希望の方は、無料となります)

非会員事業所の参加決定者には、郵便払込票を送付し、入金確認後、参加証を送付します。

なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

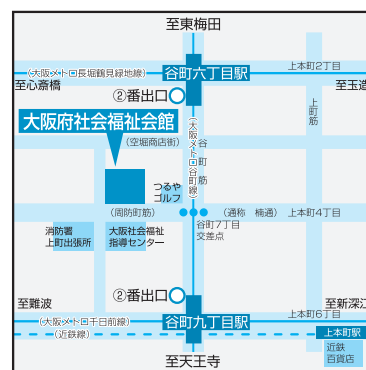
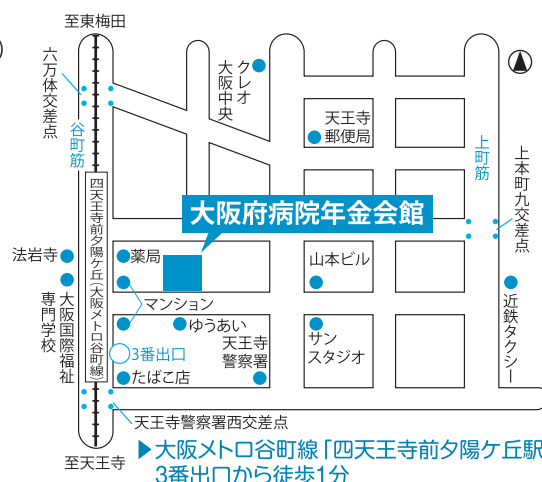
●申込締切 ①9月13日開催分 8月29日(木)必着・9月26日開催分 9月 5日(木)必着
②10月4日開催分 9月12日(木)必着・10月28日開催分 9月26日(木)必着

●申込方法 (ア) 労務事務講習会 参加申込書 (2テーマのお申し込みの場合は、申込書をコピーのうえテーマごとに申込書にご記入ください)

(イ) 宛先を明記した返信用はがき(各テーマごとに1枚必要です)

(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。



▶大阪メトロ谷町線「谷町六丁目駅」
2番出口から徒歩5分

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

労務事務講習会 参加申込書

事業所名称		会員番号(31- -)	
非会員の方の入会希望	ある ・ ない	連絡担当者名	非会員 ・ 不明
事業所所在地		〒 -	
電話番号		()	
参加希望		開催日	(フリガナ) 参加者氏名
テーマ番号	テーマ(講習内容)		男・女
		月 日()	

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

事業主・加入者の皆さまへ

令和元年度 被扶養者資格再確認について

協会けんぽでは、高齢者医療制度における納付金および保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

令和元年度につきましては、9月下旬から10月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

再確認の対象となる方

平成31年3月31日までに扶養認定されている方で
令和元年9月中旬の時点※で被扶養者資格を有する方

▶ 本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて全被扶養者が確認対象となります。

※送付時期により変更される場合があります。

送付時期

令和元年9月下旬から10月下旬（予定）

順次発送

提出期限

令和元年 **11月20日（水）**

扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の保険証を添えて、返信用封筒にて提出をお願いいたします。

平成30年度の 実績

- 扶養解除者数：約7.1万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）：約17.3億円

八尾・天王寺・吹田・淀川年金事務所内 協会けんぽ出張窓口の終了について

終 了 日 **令和元年11月29日(金)**

協会けんぽ大阪支部では、郵送による届出・申請が年々増加しており、現在開設中の出張相談窓口への来訪者数が減少傾向にあることを踏まえ、現在開設中の出張相談窓口のうち、**八尾・天王寺・吹田・淀川**年金事務所内の出張相談窓口について、**令和元年11月29日をもって終了**することといたしました。令和元年12月以降は、電話によるご相談やご郵送による申請をご利用ください。

各種申請書の提出はすべて郵送で行うことができます



- ◆協会けんぽへの申請・届出は、すべて郵送によるご提出が可能です。大阪支部窓口には専用駐車場はなく、窓口も時間によっては大変混み合いますので、便利でスムーズな郵送による手続きへのご協力をお願いします。
- ◆各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。また、お電話による申請書の送付依頼も受付しています。

平成30年7月豪雨の被災者の皆さまへ

当該災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払い免除を行っているところですが、**免除期間および免除対象者が変更**になりました。

協会けんぽ 災害  検索

- ▶ **免除期間が令和元年12月31日まで延長**になります。免除対象者につきましては、協会けんぽホームページをご確認ください。
- ▶ 免除を受ける場合は、医療機関の窓口で「保険証」と「免除証明書※1」の提示が必要です。
※1 あらかじめ協会けんぽ大阪支部へ申請が必要です。
▶ すでに医療機関等の窓口で一部負担金等をお支払いされている場合は、申請により一部負担金等の還付を行っています。

*各申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロードできます。郵送での手続きが可能です。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電 話 ● 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください
受付時間 ● 8:30～17:15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪  検索